

エシカル消費普及啓発業務 プロポーザル実施要領

1 目的

環境、地域、人や社会に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費※」について、広く県民に普及啓発するため、SNSを活用した情報発信をすることで、エシカル消費の認知度向上と、日々の生活におけるエシカル消費の実践につなげる。

※エシカル消費とは、エコ商品や地産地消、被災地産品、フェアトレード商品、障がいのある人が事業所等で作った製品の購入など、環境、地域、人や社会に配慮した消費行動のこと。

2 企画提案書を募集する委託業務内容

- (1) 委託業務名 エシカル消費普及啓発業務（以下「本業務」という。）
- (2) 委託内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年2月28日（土）まで
- (4) 委託上限額 917,000円（消費税および地方消費税を含む。）

3 応募資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 参加資格認定の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、または、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税、地方消費税において未納がない者であること。
- (6) 福井県内に事業所等を有する者であること。なお、共同事業体の場合は、その構成員に福井県内で事業所等を有する者が含まれていること。
- (7) 本業務と同種または類似の業務を履行した実績を有し、十分な業務遂行能力があること。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)および宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと。
- (10) 過去3年間に、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (11) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

4 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 前記「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、委託契約金額の上限を超える場合
- (3) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (4) 2案以上の企画提案をした場合
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書等の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

5 提出書類に関する事項

(1) 公募資料の交付

① 交付期間	令和7年3月14日（金）～3月26日（水） 手交の場合は、上記期間の平日9時から17時まで
② 交付場所	福井県防災安全部県民安全課 （福井市大手3丁目17番1号 10階）
③ 交付資料	ア 公募公告 イ 実施要領 ウ 申請様式 エ 仕様書 オ 委託契約書（案）
④ 交付方法	上記の場所での手交または福井県防災安全部県民安全課のホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。

(2) 質問の受付および回答

① 受付期間	令和7年3月14日（金）～3月26日（水）9時から17時まで
② 提出先	福井県防災安全部県民安全課 （福井市大手3丁目17番1号 10階）
③ 提出方法	質問書（様式1）を電子メール等により提出すること。
④ 回答方法	応募資格を有すると認められたもの全員に、電子メール等により随時回答する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

(3) プロポーザル参加申込書等の提出および結果の通知

① 提出期限	令和7年3月26日（水）17時（必着）
② 提出方法	持参または郵送 郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないように配達記録の残る書留郵便等にすること。 持参の場合は9時から17時の間に受け付ける。（土日祝は除く）
③ 提出先	福井県防災安全部県民安全課 （福井市大手3丁目17番1号 10階）
④ 提出書類	ア プロポーザル参加申込書（様式2） イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し ウ 応募資格誓約書（様式3） エ プロポーザル参加事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類（様式任意）

	オ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書 カ 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し キ 過去に実施した同種または類似業務を履行した実績(様式5)
⑤ 提出部数	1部
⑥ 結果通知	応募資格の審査結果は、電子メール等により令和7年3月28日(金)17時までに通知する。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出期限	令和7年4月1日(火)～4月8日(火)17時(必着)
② 提出方法	持参または郵送 郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等 にすること。 持参の場合は9時から17時の間に受け付ける。(土日祝は除く)
③ 提出先	福井県防災安全部県民安全課 (福井市大手3丁目17番1号 10階)
④ 提出書類	ア 企画提案書(鑑)(様式6) イ 企画提案書(詳細)(A4判任意) ウ 業務スケジュール、実施体制(A4判任意) エ 見積書(内訳を含む)(A4判任意) ※記載する金額は消費税および地方消費税10%を含んだ金額とする。
⑤ 提出部数	各10部(うち9部は写し可)
⑥ その他	本業務の趣旨・目的を十分理解し、エシカル消費普及啓発業務仕様書に基づき、企画提案書等を作成すること。その際、評価者が正当に企画を評価できるよう、できるだけ平易な用語を使用するよう配慮すること。

(5) その他提出書類に関する留意事項

- ア 質問応答の内容は、必要に応じて応募者全員に周知する場合がある。
- イ プロポーザルに係る一切の経費は、応募者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等について、県から内容についての質問および補正を命じることがある。
- エ 提出後における企画提案書等の追加および変更は認めない。
- オ 提出された企画提案書等は返却しない。
- カ プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しない。
- キ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- ク プロポーザル参加申込書を提出した者が、参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届出書(様式4)」を持参または郵送の方法により提出しなければならない。
- ケ 応募者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとする。

6 委託先候補者の選定

企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で委託先候補者を選定する。

(1) プロポーザル審査会の実施

①日 時	令和7年4月15日(火)
②場 所	福井県庁 2階 中会議室
③実施方法	プレゼンテーション 15分以内 質疑応答 15分以内
④注意事項	ア プレゼンテーション用の電子データの作成にあたってはマイクロソフト・パワーポイント office365 に適合するものを使用すること。 イ プレゼンテーションに使用するプロジェクターやスクリーンは、県が用意する。ただし、必要な機器等に関しては、各自持参すること。 ウ プレゼンテーションを行う者は、原則、実施責任者とする。
⑤審査方法	企画提案書およびプレゼンテーションの内容を、審査会委員が次のとおり厳正かつ公平に審査を行う。 ア 審査にあたっては、項目ごとに点数評価を行う。 イ 委託先候補者の選定は、点数の合計が一番多い事業者とする。 ウ 同点の場合は、委員の協議の上、決定する。 エ 参加者が1者の場合には、総合的に評価して委託先候補者としての適否を判断する。

(2) 選定結果通知

①通知方法	応募者の代表者(担当者)宛てに書面にて通知
②通知予定日	令和7年4月中旬(予定)
③留意事項	選定結果通知については、全ての本プロポーザル参加者に対して通知する。 なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。 [理由の開示] ア 選定されなかった応募者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、結果通知を受け取った日から7日以内(土日祝は除く)に、説明を求める旨を記載した書面を、電子メール等により福井県防災安全部県民安全課に提出しなければならない。 イ 県は、説明を求めた応募者に対して、書面の提出があった日から7日以内(土日祝は除く)に書面により回答する。

7 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託先候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、または不穏な行動等をなすことにより、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、またはプロポーザルを延期し、または取りやめることができる。

8 契約

(1) 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

契約内容および契約保証金については、別に定める契約書（案）のほか、福井県財務規則ほか関係法令等の定めるところによる。

(2) 契約締結の取り消し

委託先候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、委託先候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

ア 前記「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 著しく信義に反する行為があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 契約の締結に応じない場合

カ 財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがある場合

キ その他、社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または不相当となるような事情が生じた場合

9 その他留意事項

(1) この公告に係る一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

(2) 提案者の選定に当たり、企画提案書等の内容についての説明を求めることがある。

10 問い合わせ先

福井県防災安全部県民安全課 消費・生活グループ

担 当 伊藤・山本

所在地 福井市大手3丁目17-1（県庁10階）

電 話 0776-20-0287 FAX 0776-20-0633

E-mail kenan@pref.fukui.lg.jp

11 スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| (1) 公募資料配布 | 令和7年3月14日（金）～令和7年3月26日（水） |
| (2) 質問書、参加申込書等の提出期限 | 令和7年3月26日（水）17時 |
| (3) 応募資格の審査結果通知 | 令和7年3月28日（金）17時までに随時通知 |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年4月 8日（火）17時 |
| (5) プロポーザル審査会 | 令和7年4月15日（火） |
| (6) 委託先候補者の決定、通知、協議 | 令和7年4月中旬（予定） |
| (7) 契約 | 令和7年4月下旬（予定） |